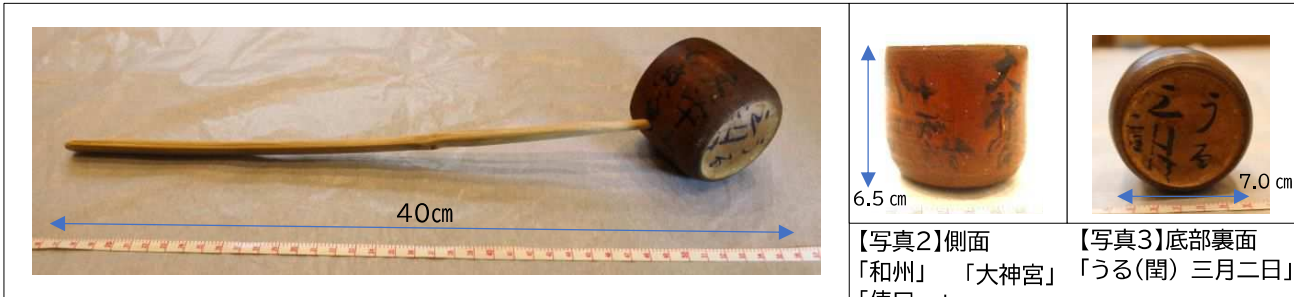


市指定文化財新指定に係る諮問について(文政 13 年おかげ参り柄杓)

概要

1. 文化財の種類	有形文化財（歴史資料）
2. 名称及び員数	文政 13 年おかげ参り柄杓 1 点
3. 所有者等の住所・氏名	生駒市東新町 8 番 38 号 生駒市長 小紫 雅史
4. 管理者の住所・氏名	生駒市山崎町 1 1 番 7 号 生駒ふるさとミュージアム 館長 山内 紀嗣
5. 材質・法量等	竹製・直径 7.0 cm (底部)、高さ 6.5 cm 外面：(墨 書)「大神宮」「和州俵口村文七」 「文政十三年寅之■」「おかげ参り」 底面：(墨 書)「うる (閏) 三月二日」
6. 時代	江戸時代後期 墨書銘：文政 13 年 (1830)

- ・ 文政 13 年(1830)のおかげ参りの際に俵口村の文七が携行した柄杓。
- ・ おかげ参りとは、江戸時代に起った伊勢神宮への集団参詣のこと。数百万人が伊勢神宮を参詣。
- ・ おかげ参りは、積立金をもとに戸主が代表で参詣する「伊勢講」の事例とは異なり、貧富の差、大人、子供、性別に関わりなく参詣できる千載一遇の機会であった。
- ・ 参詣者は伊勢へ向かう道中、柄杓を差し出すと、無償で宿や食事などの接待を受けることができた。柄杓は安心・安全に道中を進むための重要な旅道具であった。
- ・ おかげ参りの柄杓は外宮にたどり着くと、その場に置いて帰るのが習わしになっていたようで、おかげ参りの柄杓が伝承・現存すること自体が珍しい。併せて携えた人物の記名もあることから、当時全国各地で大流行したおかげ参りの様子をより具体的に物語る貴重な歴史資料であり、市指定文化財として指定し、その価値を恒久的に保存・継承する必要がある。



【写真1】文政 13 年おかげ参り柄杓 全景(柄は後補)

【写真2】側面
「和州」「大神宮」
「俵口…」
「文…」

【写真3】底部裏面
「うる(閏) 三月二日」